



東京 2020 大会に向けた

大会施設工場の安全を呼びかけるスローガンを募集します

1 趣旨

世界最大の平和の祭典であるオリンピック・パラリンピック競技大会が、2020年に東京で開催されます。東京2020大会を、より多くの国・地域から参加者を迎え、世界中の多くの人々が夢と希望を分かち合える歴史に残る大会にするとともに、日本を再興し、持続可能な成熟社会に向けて先進的な取組を世界に示す契機とすることが重要です。

大会の一つのレガシー（引き継がれていく有益な遺産）として、国内外から注目される大会施設の建設工事を今後の快適で安全な建設工場のモデルとするべく、大会施設の建設工事に携わる方の安全意識を高めるとともに、たくさんの人達と一緒に大会を創りあげていこうとする大会エンゲージメントにも貢献するため、厚生労働省では大会施設工場の安全を呼びかけるスローガンを募集します。

2 スローガンのテーマ

以下のテーマに沿ったスローガンを応募ください。

- (1) 国内外から注目される大会施設の建設工事を、大会の一つのレガシー（引き継がれていく有益な遺産）として、今後の快適で安全な建設工場のモデルにしていこうとする思い
- (2) 大会施設の建設工事に携わる方一人一人が世界最大の平和の祭典に参加しているという思い
- (3) 日本の建設工場の高い安全性と信頼を世界に発信し、次の世代に継承しようという思い

なお、作品には、オリンピック・パラリンピックに関する用語を使用できません※1。詳しくは公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会ホームページにある「大会ブランド保護基準(Ver.3.2)」をご参



東京2020参画プログラム

照くください。

※1 例えば、「オリンピック」、「より速く、より高く、より強く」「がんばれ！ニッポン！」「聖火」といった用語は使用できません。

3 スローガンの使用

採用させていただいたスローガンは大会施設の工事現場内で掲示させていただきます。

4 応募資格

どなたでも応募いただけます。

5 応募方法

HP上の応募用紙に作品、①応募者氏名、②住所、③電話番号等、④学校名又は勤務先を記入の上、郵送、FAX又は電子メールにより、ご応募ください。お一人何点でも応募可能です。

○郵送の場合

〒100-8916

東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室 あて

○FAXの場合

03-3502-1598

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室 あて

○電子メールの場合

kensetuanzen@mhlw.go.jp

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室 あて

※ メールのは題は「スローガン応募」としてください。

6 募集期間

平成29年6月28日～7月31日【当日消印有効】

7 選考

応募いただいた作品の中から、関係省庁、発注者、建設業団体、労働組合で構成する「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 大会施設



東京2020参画プログラム

「工事安全衛生対策協議会※2」における選考の上、一作品を採用させていただきます。

選考にあたっては次の点を重視します。なお、個別の作品の選考基準及び選考結果に対するお問合せ・ご意見は一切お受けいたしませんので、予めご了承ください。

- (1) テーマが表現されている
- (2) 親しみやすさがある
- (3) 言葉の響き、リズムがよく、印象に残る

※2 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 大会施設工事安全衛生対策協議会では、平成28年6月に「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の大会施設工事における安全衛生対策の基本方針」を策定しています。協議会の活動に関する情報は厚生労働省ホームページ

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-roudou.html?tid=324808>) をご覧ください。

8 発表方法

- (1) 採用したスローガンを応募いただいた方にご連絡します。
- (2) 平成29年8月頃(予定)、厚生労働省ホームページで発表します。

9 応募時にご確認いただきたいこと

- (1) 応募いただくスローガンは、応募者の自作、未発表のもので、第三者が有する著作権等の権利を侵害しないものに限ります。
- (2) スローガンに関し第三者との間で何らかのトラブルが生じた場合、すべて応募者の責任でご対応いただくものとし、厚生労働省は責任を負いません。
- (3) 採用作品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含みます。）を含む一切の権利は、厚生労働省に帰属するものとします。また、応募者は著作者人格権に基づく権利を行使しないものとします。
- (4) 応募に要する一切の費用は、応募者をご負担ください。
- (5) 応募作品は返却いたしません。
- (6) 採用作品決定に当たって、修正することがあります。
- (7) 応募に関わる個人情報、厚生労働省が適正に管理し、応募者への連絡等、本スローガン募集及び選考の適切な運営に必要な範囲に限り使用し



東京2020参画プログラム

ます。
(8) 応募者は、上記(1)から(7)の事項をいずれも了承の上、応募するものとします。

【お問い合わせ】

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安全課建設安全対策室

(2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会
大会施設工事安全衛生対策協議会 事務局)

電話:03-5253-1111(内線:5489)